

# 令和5年度富山県同行援護従業者養成研修事業実施要綱

## 1 目的

視覚障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すため、視覚障害者の外出時における移動支援や視覚情報の提供に必要な知識、技能を修得することにより、同行援護サービス提供者の養成及び技術向上を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

富山県厚生部障害福祉課

## 3 委託先

社会福祉法人富山県視覚障害者協会

## 4 研修カリキュラム及び受講対象者

- (1) 本研修は、同行援護従業者養成研修〔一般課程・応用課程〕とし、各課程のカリキュラムは、別紙「令和5年度富山県同行援護従業者養成研修プログラム」のとおりとします。
- (2) 各課程の受講対象者  
心身ともに健康であり、視覚障害者の、安全かつ快適な移動の支援が実施できる者
  - 一般課程  
県内の障害者総合支援法上の指定（又は基準該当）同行援護事業所や居宅介護事業所に勤務している者又は今後勤務する予定のある者
  - 応用課程（次の①～③のすべてに該当する者）
    - ① 県内の障害者総合支援法上の指定（又は基準該当）同行援護事業所でサービス提供責任者となっている者又は今後なる予定のある者
    - ② 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者
    - ③ 実務者研修修了者若しくは介護職員初任者研修（従前のホームヘルパー1級・2級課程）修了者又は介護福祉士

## 5 定員

一般課程：30名

応用課程：30名

\* 1事業所あたりの募集人員は、一般課程2名以内、応用課程1名とします。

\* 受講希望者が定員を上回った場合は、同行援護事業所及び居宅介護事業所等所属を考慮の上、選考します。

## 6 実施日

一般課程（3日間）：8月3日（木）、8月4日（金）、8月8日（火）

応用課程（2日間）：8月22日（火）、8月24日（木）

## 7 研修会場

- ・ 講 義 富山県総合福祉会館（サンシップとやま） 富山市安住町5-21
- ・ 実 習 一般課程：富山県総合福祉会館及びその周辺  
応用課程：富山県総合福祉会館、富山駅、西町周辺等

## 8 修了証の交付

全科目を修了した者に対し、当該研修課程の修了証明書を交付します。

## 9 経費

一般課程受講者の方は、受講料1,500円とテキスト代2,500円を研修初日に受付にて徴収します。

応用課程受講者の方は、受講料1,500円を研修初日に受付にて徴収します。一般課程で使用したテキスト及びアイマスクをご持参下さい（テキスト及びアイマスクをなくされた方は別途購入できますので、ご相談ください。）。  
なお、旅費は受講者の負担とします。

## 10 受講の申込み

別紙受講申込書により、富山県視覚障害者協会宛てに郵送又は持参にて、令和5年6月28日（水）（期限厳守）までに申し込むこととします（※84円切手を貼った長形3号（A4三つ折相当）の返信用封筒を同封すること）。

ただし、定員になり次第、募集を締め切ります。

<郵送先>

〒930-0077 富山市磯部町3-8-8

社会福祉法人富山県視覚障害者協会

TEL：076-425-6761

FAX：076-425-9087

## 11 受講者の決定

受講者の決定は富山県厚生部障害福祉課が行い、令和5年7月7日（金）までに通知します。なお、受講決定を受けた者以外の受講は認めません。

## 12 その他

### 【同行援護従業者及びサービス提供責任者について】

同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格は次のとおりです。

#### ○従業者の資格要件（ア、イ、ウのいずれかに該当する者）

- ア 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者
- イ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

#### ○サービス提供責任者の資格要件

（次のア及びイ又はア及びウに該当する者又はエに該当する者）

- ア 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、実務者研修修了者及び介護職員初任者研修（従前の居宅介護従業者養成研修1級・2級課程）修了者で、3年以上介護等の業務に従事した者
- イ 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者
- ウ 社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修を修了した者
- エ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者